

化学物質管理政策検討委員会規程

（総則）

第1条 本規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の定款第46条第1項第5号に基づく特命委員会として設置された化学物質管理政策検討委員会（以下、「委員会」という。）について、定款第46条第3項に基づき、その組織・運営等に関する基本的事項を定める。

（役割）

第2条 この委員会は、定款第46条第1項第5号に基づき設置された特命委員会として、定款第4条に定める目的を達成するため、職域における化学物質によるリスクを適正かつ有効に管理するための法政策のあり方を検討する。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 職域における化学物質によるリスクを適正かつ有効に管理するための法政策のあり方の検討
- 二 前号の検討結果を踏まえた政策提言
- 三 職域の化学物質管理に関する学術的な情報の発信、教育及び啓発

（組織）

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、正会員の中から、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 委員は、理事会の承認のもと、委員長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の中から、委員会の日常的な運營業務を担う主幹を若干名委嘱することができる。